

# 労働・助成金情報 特急便

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

第 29 号 (2013 年 10 月)

今回は、病気やケガをして働けなくなり経済的に不安定になった場合に、療養中の生活費の補償等を行い、療養に専念しやすくなるように健康保険から支給される「傷病手当金」についてご紹介します。

## 傷病手当金とは？

傷病手当金は、病気休業中の被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が業務外の病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

なお、任意継続被保険者の方は、傷病手当金は支給されません。  
(健康保険法第 104 条による継続給付の要件を満たしている者は除く。)

### ◆傷病手当金の支給要件

次の①～④の条件を満たしたときに支給されます。

#### ①病気・ケガで療養中であること

自宅療養や、健康保険を使わず自費で診療を受けていてもかまいません。但し、健康保険で受けられない美容整形などでは支給されません。

#### ②仕事につけないこと（労務不能）

今までやっていた仕事につけない場合をいいます。今までより軽い仕事についたり、医師の指示で半日出勤し今までと同じ仕事をするような場合は、労務不能とは認められません。

#### ③4日以上仕事を休むこと

療養のため仕事を休んだ日が連続して3日間（待期）あつたうえで、4日以上休んだ場合に、4日目から支給されます。

#### ④給料をうけられないこと

給料をうけていても傷病手当金の額より少ないときは、差額が支給されます。

#### ●「待期3日間」の考え方



## ◆申請される額

$$\text{一日につき 標準報酬日額} \times \frac{2}{3}$$

$$\text{標準報酬日額} = \text{標準報酬月額} \div 30 \text{ (10円未満四捨五入)}$$

支給額は、病気やけがで休んだ期間、一日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額です。なお、働くことができない期間について、ア、イ、ウに該当する場合は、傷病手当金の支給額が調整されることとなります。

ア 事業主から報酬の支給を受けた場合

イ 同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合（同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受けるときは、その合算額）

ウ 退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金などを受けている場合（複数の老齢給付を受けるときは、その合算額）

- ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より多いときは、傷病手当金の支給はありません。
- ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より少ないときは、その差額を支給することとなります。

## ◆傷病手当金が受けられる期間

支給開始日から1年6ヶ月以内で、支給要件を満たした期間について支給されます。



## ◆申請、手続きについて

**傷病手当金支給申請書**に事業主の証明と医師の意見を受けます。

請求時に出勤簿・賃金台帳の提示が必要です。

ご不明な点がございましたら、いつでもお問い合わせください。

参考文献：「協会けんぽホームページ」、社会保険研究所「社会保険の事務手続き（平成24年度版）」

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat320/sb3170/sbb31710/1950-271>